

行政改革を推進します

行政改革への取組

熊野町では、平成15～19年度（5カ年）を取組期間とする第3次行政改革を推進しています。

昨年7月には、改革の成果の中間取りまとめを行い、公表しました。当初の5年間の財政効果見込額である10億3千800万円を、実績をもとに、12億1千900万円へと上方修正しています。

国の「新地方行革指針」

総務省は昨年3月、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示しました。この指針により、全ての地方公共

団体は平成17～21年度（5カ年）の行政改革の取り組みを「集中改革プラン」として策定し、公表することとなりました。

“プラスワン”を作成

現在の熊野町の行政改革のための計画は、国の指針に基づく「集中改革プラン」の内容をほぼ満たすものとなっています。

そこで、現在の行政改革の取り組みを更に推進し、着実に成果を挙げるため、現行計画の取組期間を2年間延伸することとし、集中改革プランに相当する「第3次熊野町行政改革大綱実施計画プラスワン」を作成しました。

プラスワンの主な内容

“プラスワン”
これまでの取り組みを更にもう一段推進することを表現しています。

- ◇ **計画実施期間**
平成15～平成21年度
- ◇ **公の施設の管理**
指定管理者制度導入基本方針を策定し、計画的な制度の導入に取り組みます。
- ◇ **公営企業・第三セクター等の経営効率化**
公営企業の中期経営計画を策定し、経営の効率化を推進します。第三セクターについても利用者のニーズに応じた経営戦略を推進します。
- ◇ **県事務・権限移譲への対応**
計画的な譲り受けを推進し、基礎自治体としての資質を高め行政サービスを充実させます。
- ◇ **窓口手続のワンストップ化**
統合窓口の設置により、窓口サービスの向上に努めます。
- ◇ **定員の適正化**
平成22年4月1日の総職員数を、現在の170人から155人に減員します。
- ◇ **その他**
各種手当等（人件費）の廃止・削減・抑制に努めます。

◇ 経費節減等の財政効果見込額		
第3次熊野町行政改革大綱	_____	12億1,900万円
(平成15～19年度の5カ年)		
第3次熊野町行政改革大綱実施計画プラスワン	_____	25億258万円
(平成15～21年度の7カ年)		

※「第3次熊野町行政改革大綱実施計画プラスワン」の詳しい内容は、ホームページでご覧になれます。

(政策室TEL820-5632)

旭日小綬章



面迫幸雄さん（萩原）
熊野町議会議員を12年、広島県議会議員を20年務め、地方自治行政の改革と地域の発展に多大なる貢献をされました。
今回の受章に際して、「議員を長くできたのも、支持していただいた皆さんのおかげです。この受章の喜びを、皆さんと共に分かち合いたいです。」と話されました。

瑞宝双光章



岡雅生さん（呉地）
昭和39年に海上自衛隊に入隊後、24年間を潜水艦で電機員として従事し、その後6年間を幹部として警備隊で後方支援にあたりました。
今回の受章に際して、「私を支えてくれた方々に恩返しするつもりで、今まで勤めあげてきました。家族を始め、皆さんに感謝したいです。」と話されました。

瑞宝双光章



種田憲昭さん（呉地）
昭和39年に海上自衛隊に入隊後、30年間を艦艇で通信の仕事に従事され、その後6年間は、海上自衛隊の幹事として陸上勤務されました。
今回の受章に際して、「常に心温かい声援で支えてくれた家族に感謝します。今後は武道を通じ、地域の青少年育成に貢献していきたいです。」と話されました。

瑞宝単光章



桐生克巳さん（城之堀）
昭和37年に海上自衛隊に入隊後、約10年間を艦船で勤務し、その後定年までを陸上で輸送関係の業務に従事されました。
今回の受章に際して、「大変光栄なことです。私の業績を認めていただいた多くの方々感謝したいです。」と話されました。
(企画課)

7月1日から役場は
午後5時30分までの勤務になります

「熊野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」が6月定例議会で可決されたことに伴い、これまで午後5時15分までであった職員の終業時間を、7月1日から15分間延長し、午後5時30分までとします。このことにより執務時間（住民サービスの窓口時間）も、一部を除き、午後5時30分までとなります。

また、広報くまの4月号でお知らせした職員の時差勤務制度の試行についても、この改正に伴い、15分間延長した形態での導入になります。

(総務課TEL820-5601)

耳の不自由な方
「耳マーク」で、職員が筆談、
大きな声で対応します

耳が不自由な方は、



筆談、もしくは職員が
大きめの声で
対応します

←このマークを指差して
お申し出ください

聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」です

←耳が不自由な人のための
「耳」マークです。



↑役場等の窓口を設置します。耳の不自由な人は指し示してください。

この「耳マーク」は、「耳が不自由な人」であること
を表すマークです。耳が聞こえない、聞こえにくいということは、外見から分かりにくく、それらの不安を
持った人たちのコミュニケーションをサポートするために作られたものです。

「最近、耳が遠くて」という方も気兼ねなく、このマークを指し示してください。職員が、筆談や少し大きめの声でゆっくりと話すなどの対応をさせていただきます。

(総務課TEL 820-5601)